

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事共通仕様書」に定めるもののほか、次の工事（以下「工事」という。）の施工について、必要な事項を定めるものとする。

工事の名称 農地整備事業（経営体育成型）星山・犬吠森地区第19号工事

工事の場所 紫波郡紫波町星山・犬吠森地内

2 農業土木工事共通仕様書は、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008861.html>

3 添付図面は縮小版であるため、寸法及び縮尺は契約締結後に提供するCADデータを参照のこと。

(施工管理)

第2条 受注者は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事施工管理基準」（以下「管理基準」という。）に基づいて施工管理を行うものとする。

2 受注者は、管理基準に定めのない項目であっても、監督職員が必要と認めた場合にはこれを行わなければならない。

3 農業土木工事施工管理基準は、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008862.html>

(施工年度区分)

第3条 この工事における工種ごとの施工年度とその区分は次表のとおりとする。

施工年度	各工種の施工年度とその区分	期 限
令和5年度	暗渠排水工 48.4 ha・補助暗渠工 48.4 ha	令和6年3月19日
令和6年度	表土整地 48.4 ha、産業廃棄物処理一式	令和6年5月31日

なお、令和6年4月19日までに営農が可能となるよう仕上げなければならない。

(余裕期間)

第4条 この工事は、受注者が円滑に工事体制を確立するため、工事開始日前に建設資材、労働者確保等の準備を行なうことができる余裕期間を設定した工事である。

2 この工事の余裕期間及び実工期の始期日(工事開始日)は以下のとおりとする。

余裕期間：契約書に定める工期の始期日から	30 日間
工事開始日：契約書に定める工期の始期日から	31 日目

3 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、工事現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

4 工事実績情報サービス(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。

5 契約書別記第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するもの

とする。

- 6 契約書別記第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
- 7 契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。
- 8 契約書別記第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとする。
- 9 工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができるものとする。

(工期内の休日等)

第5条 工期に見込んである休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間の全土曜日を含まれている。

- 2 工期には、休日等の他、降水等による作業不能日数を月4日見込んでいる。
- 3 受注者は、次のいずれかに該当する場合、契約書別記第23条の規定に基づき、工期の延長を発注者へ請求することができる。
なお、変更後の工期については、発注者と協議のうえ決定するものとする。
 - (1) 降雨等により、作業不能日数に大幅なかい離が生じた場合
 - (2) 建設資機材や作業員不足に起因し、工期内に工事を完成することができないと想定される場合

(週休2日工事)【受注者希望型】

第6条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事实施要領（以下「実施要領」という。）に定める受注者の希望により週休2日に取り組むことができる工事である。

- 2 週休2日の取組の有無は、施工計画書の提出前に工事打合せ簿で監督職員に報告するものとする。

なお、週休2日に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。

- 3 「週休2日」とは、作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。
 - (1) 完全週休2日 作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。
 - (2) 週休2日相当 土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であること。
- 4 週休2日を実施したことが認められる場合は、間接工事費等を補正し契約変更を行うものとする。
- 5 その他、週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi_jutsu.jouhou/1048032.html

(設計内容の照査)

第7条 受注者は、設計図書について十分に照査を行い、条件変更等を発見したときは直ちに発注者へ通知し確認を得なければならない。

なお、次のような場合には監督職員に提案するものとする。

- (1) 他の工法等によりコスト縮減が可能な場合
- (2) 機能を損なわず、より効率的な構造での施工が可能な場合

(施工条件)

第8条 この工事の施工場所における土質は、粘性土と想定している。

(設計図書の変更)

第9条 現場状況により、施工条件が設計図書と異なる場合は、変更することがある。

なお、変更該当する主な事項は次のとおりである。

- (1) 掘削土の土質が想定と異なる場合
- (2) 転石又は湧水が出現した場合
- (3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）が出現した場合
- (4) 仮設工が必要が認められる場合
- (5) 第三者との協議結果に伴う場合
- (6) 他省庁又は施設管理者との協議結果に伴う場合

(東日本大震災津波に伴う工事契約変更の特例)

第10条 この工事は、別紙に示す東日本大震災津波発災以降の工事契約変更に係る特例措置が適用される。

(工事測量)

第11条 受注者は、工事の施工に使用する「任意の測量標」を設置したときは、速やかに工事測量成果表を提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

(第三者に対する措置)

第12条 受注者は、工事の施工に先立ち、工事用地又は地区境界等の工事施工範囲を確認しなければならない。

- 2 騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに、関係法規を遵守し、地域住民との協調を図ったうえで、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(建設副産物)

第13条 この工事で発生する建設副産物については、次表に示す産業廃棄物処理場へ運搬処理するものとして運搬費及び処理費を見込んでいる。処理先を指定するものではないが、受注者は、建設副産物の処理委託業者が決まり次第、監督職員に処理委託業者を報告し、該当する副産物の処理資格を有する証明書類を提出しなければならない。

また、運搬委託する場合にも、運搬資格を有する証明書類を提出しなければならない。

区 分	処 理 先
廃プラスチック類	盛岡市川又字赤坂 120-39 (片道：L=29.2km)

- 2 再生資源利用（促進）実施書には、処理伝票の写し（マニフェスト等）及び処理状況写真を添付しなければならない。

(工事用資材)

第14条 この工事で使用する材料は、使用前に試験成績書、見本又はカタログ等を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、J I S規格買いの資材については、試験成績書等を提出し、承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、岩手県再生資源利用認定製品の積極的な利用に努めるものとする。
「岩手県再生資源利用認定品」については、下記ホームページを参照のこと。
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/nintei/index.html>

(施工段階確認)

第 15 条 本工事の施工段階において次に示す工種、確認内容、確認時期で確認を受けるものと

する。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

- 2 施工段階確認を受けようとするときは、事前に監督職員に施工段階確認願（立会願）を提出するものとする。また、確認後は打合せ簿等により確認記録を提出すること。
- 3 下記に示す以外の工種は、自主検査による記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合にはこれに応じなければならない。
- 4 下表の重点監督は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。一般監督員は重点監督以外の工事とする。

工 種		確認内容	確認時期・頻度 (一般監督員)	確認時期・頻度 (重点監督)	備 考
暗渠排水工	吸水渠	布設深、間隔	初期施工段階の 1 本で、その上下流端の 2 箇所（ただし、1 本の布設延長が 100m 以上の場合は中間点を加えた 3 箇所）	10 本につき 1 本でその上下流端の 2 箇所（ただし、1 本の布設延長が 100m 以上の場合は中間点を加えた 3 箇所）	
	集水渠	布設深	初期施工段階で 1 箇所	500m につき 1 箇所以上、500m 未満は 2 箇所	

(交通安全管理)

第 16 条 この工事の施工に当たっては、過積載の取締規定の整備及び罰則等に関する道路交通法の改正（平成 5 年法律第 43 号、平成 6 年 5 月 10 日施行）により、ダンプカーの過積載防止措置等法令遵守の徹底を図るものとする。

- (1) 施工に先立ち、作成する施工計画書に過積載の防止措置等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 作業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底するものとする。

2 受注者は、交通誘導警備員について必要と判断した場合、監督職員に協議するものとする。

(被災農林漁家の優先雇用)

第 17 条 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、令和元年台風第 19 号等の被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

2 受注者は、被災農林漁家の雇用予定人数及び雇用実績人数について、監督職員から請求があった場合は、速やかに報告するものとする。

(工事写真における黒板情報の電子化)

第 18 条 本工事は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で工事写真における黒板情報の電子化対象工事とすることができる。

2 工事写真における黒板情報の電子化を利用する場合は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「農業土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」※に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。
- 2) 黑板情報の電子化を行う場合は、従来型の黑板と混在させてはならない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器等の使用が困難な場合は、この限りではない。
なお、黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 信憑性確認

受注者は、工事成果品の提出時に黑板情報を電子化した写真を信憑性チェックツール(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)又は、写真管理ソフトウェアに搭載された信憑性チェックツールを用いて信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(関係法令の遵守)

第19条 受注者は、この工事に必要な官公庁等に対する申請及び諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

また、費用を必要とする場合は、受注者が負担するものとする。

- 2 受注者は、工事の施工に当たり、希少野生動植物の保護に十分注意し、工事中に発見した場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、埋蔵文化財包蔵地又はこれに近接して工事を行う場合、発注者及び埋蔵文化財調査員立会いのもと、埋蔵文化財包蔵範囲を図上で確認し、その範囲の境杭を現地に明示したうえで着手しなければならない。

(提出書類)

第20条 監督職員の指示に基づき下記の書類を整理して提出するものとする。

なお、提出の手法については、別紙「電子納品特記仕様書〔工事〕」によるものとする。

- (1) 施工計画書（工事着手前、施工計画書の内容に変更が生じた都度並びに追加となる工種の着手前までに提出する。）
- (2) 出来形管理記録資料
- (3) 現場写真（ダイジェスト版を別冊で1部作成のこと）
- (4) 品質管理記録資料
- (5) 材料承諾願
- (6) その他監督職員が必要と認めたもの

(各工種の特記仕様書)

第 21 条 この工事における各工種の特記仕様書は、下記のとおりであり、別紙を参照のこと。

(1) 暗渠排水工（自動埋設型暗渠工法（モシガウ））特記仕様書

2 施工図面

この施工は、平成 21 年 4 月 1 日最終改訂（平成 22 年 3 月 31 日一部修正）の岩手県農林水産部監修「ほ場整備事業標準設計図・様式集」（以下「ほ場整備標準図」という）に準ずるものとするが、現地状況により変更することがある。ほ場整備標準図については、下記で確認すること。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1019232.html>

(定めなき事項)

第 22 条 この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当り疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

なお、監督職員と協議を行った場合、別に定める様式にて、工事打合簿を作成し提出しなければならない。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

第 23 条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

2 用語の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

4 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

5 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (1.2)}$$

(現場環境改善費)

第 24 条 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内

容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により
 組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。
 なお、内容に変更が生じた場合も、監督職員と協議するものとする。

2 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて
 監督職員に提出するものとする。

3 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するも
 のとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③現場休憩所の快適化 ④健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機など） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事などの経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベントなどの実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

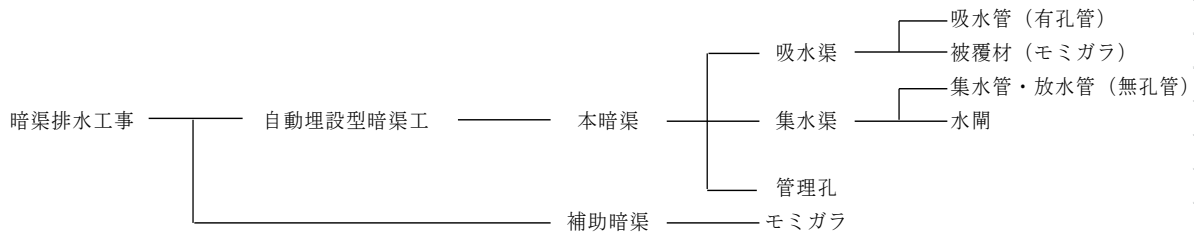
（法定外の労災保険の付保）

第 26 条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

暗渠排水工(自動埋設型暗渠工法(モミガラ)) 特記仕様書

第1条 暗渠排水工事の構成

- (1) 本仕様書における自動埋設型暗渠工(本暗渠)とは、吸水渠の排水管と被覆材を同時に埋設する工法であること。
- (2) 本仕様書における補助暗渠とは、自動埋設型暗渠工(本暗渠)と直交して計画する疎水材のみを埋設する工法であること。
なお、構成は次のとおりであること。



第2条 施工計画

- この工事の範囲は、設計図面に示すとおりであるが、現地踏査の上、区画毎の渠線計画などを記載した施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得てから工事着手すること。
- なお、渠線計画については、区画の長辺方向に平行になるよう努めること。

第3条 準備

- (1) 表土の泥濁化を防止するため、田面に浅溝を掘り地表を乾かすよう努めること。
- (2) 施工計画に基づき現地に杭等で渠線位置を表示し、監督職員の確認を得ること。

第4条 材料承諾

- (1) 主要材料の規格及び品質は、次のとおりとし、事前に使用材料の仕様書を提出の上、監督職員の承諾を得ること。
 - ① 吸水管は、J I S K6761 に定める品質に準ずるポリエチレン製の有孔管とし、内面平滑のスリーブ加工製品(ロールタイプ)とすること。
 - ② 集水管は、J I S K6761 に定める品質に準ずるポリエチレン製の無孔管とし、内面平滑のものとする。
 - ③ 水閘と放水管の継手等は、J I S K6741 に定める品質に準ずる硬質塩化ビニル製とすること。
- (2) 被覆材に使用するもみがらは、入手先や保管方法等によっては放射性セシウムが含まれている可能性も否定できないことから、次のとおり監督職員の指示に従うこと。
 - ① 被覆材を現場に搬入する前に、被覆材の入手先(地域)や保管方法等について監督職員に報告すること。
 - ② 監督職員に承諾を得た後、現場に搬入すること。
 - ③ なお、被覆材の放射性セシウム濃度の検査を行う場合があるので、その際は監督職員の指示に従うこと。

第5条 吸水渠

- (1) 渠線ごとに下流から上流に向かって施工すること。

- (2) 吸水管及び被覆材は、水平に埋設すること。
- (3) 被覆材は、十分に乾燥したモミガラを使用することとし、溝底から所定の高さまで均一に充填すること。
- (4) 管理孔は、農作業機械等による破損が生じない位置に設置すること。

第6条 集水渠

- (1) 吸水渠との接合部から下流側に勾配を付け施工すること。
- (2) 掘削及び埋戻しは、表土と基盤土を区別して施工すること。
- (3) 埋戻しは、管の浮上移動を防止するため速やかに行うとともに、管の離脱やつぶれ、破損等が生じないように留意すること。
- (4) 放水管は草刈り等の維持管理を考慮し土中に埋設するものとし、吐出口は排水路の側壁から突出して通水断面を阻害することのないように設置すること。
- (5) 掘削した溝畔部分は特に入念に埋戻し土羽打ちを行い、水田湛水等によって崩壊しないようにすること。
- (6) 水閘は水路溝畔部の営農に支障なく管理も容易な位置に設置するものとし、集水管と同時に埋設すること。
- (7) 放水管吐出口の位置は、管底を排水路底より最低 15cm 以上、上側に設置することが望ましいが、所定の深さを確保できない場合には、監督職員と協議すること。

第7条 補助暗渠

使用する材料は十分に乾燥したモミガラとし、溝底から所定の高さまで均一に充填すること。

第8条 田面整地仕上及び雑物処理

- (1) 田面の整地は、表面が乾いた後、ブルドーザーで行うこと。
- (2) 施工にあたって発生した石礫、木片等の雑物は、ほ場外に搬出すること。

第9条 変更

設計数量等については、現場状況等により変更する場合があること。

第10条 その他

- (1) 本特記仕様書及びほ場整備標準図による施工が困難と判断される場合は、監督職員と協議すること。
- (2) 枝管、曲管、片落管、水閘、管理孔等の接合部は、乾燥したウエスにより汚れをふき取り後、ポリ用テープ等により十分接着すること。
- (3) 重機の移動など施工以外でも畦溝畔等を損壊した場合には、現状に復旧すること。
- (4) 施工後、放水管吐出口からの排水状況を確認すること。

別 紙（特記仕様書第 10 条関係）

東日本大震災津波に伴う工事契約変更の特例

(1) インフレスライド

内 容	労務賃金等の変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010925.html
請求の時期	直近の労務賃金等の変更日から完成工期の 2 ヶ月前まで

(2) 単品スライド

内 容	特定の建設資材（鋼材類、燃料類、コンクリート類）の価格変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010927.html
請求の時期	直近の対象資材の変更日から完成工期の 2 ヶ月前まで

(3) 単価適用年月の変更

内 容	労務賃金や建設資機材等の価格変動に対し、積算書の単価適用年月の変更について、積算時点の年月から工事請負契約時点の年月への変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi_jutsu_jouhou/1008879.html
請求の時期	当初工事請負契約締結日から 14 日以内

(4) 遠隔地からの建設資材調達に要する輸送費の計上

内 容	不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ない場合に、それに要する輸送費を契約変更で計上することを請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi_jutsu_jouhou/1008880.html
請求の時期	工事施工場所に対象資材を搬入する 7 日前まで

(5) 労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用

内 容	① 労働者確保に要する追加費用に対しての当面の運用として、共通仮設費率及び現場管理費率について補正を行なっている。 ② 上記①の補正で算出された追加費用を超える場合、追加費用の変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi_jutsu_jouhou/1008881.html
請求の時期	実績変更対象費用として実際に支払った全ての領収書等証明資料が整い次第

電子納品特記仕様書〔工事〕

1 適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- (○) 本工事は、電子納品を「義務」として実施する。
 () 本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

3 電子納品対象書類

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿		△	管理項目一覧表を紙納品とすること
	出来形管理		○	
	品質管理等		○	
	建設材料の品質記録保存		○	
	コンクリート構造物の品質確保		○	
PLAN/ORG	施工計画書		○	
DRAWINGF	完成図		○	
PHOTO/PIC	工事写真書類		○	ダイジェスト版を紙納品とすること
PHOTO/DRA	参考図		○	
OTHARS/ORG	その他の資料		○	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔工事〕

令和 年 月 日

様

受注者

住 所

氏 名

現場代理人氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

工事名				CORINS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	IS09660 (レベル1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/○：__
 - ・2/○：

○ CD-R への表記例



現場代理人の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、現場代理人の兼務に関する取扱い（令和3年3月8日付け出総第341号。以下「兼務に関する取扱い」という。）に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。

2 兼務できる工事

(1) 兼務に関する取扱い1に規定する工事について、本工事を含む2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

なお、本工事が低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した場合は、他の工事との兼務は認めないものとする。

(2) 工事場所が同一の振興局等地区又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。

振興局等地区	所管区域（市町村）	
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町	
県南広域振興局本局	奥州市 金ヶ崎町	
	花巻地区	花巻市 遠野市
	北上地区	北上市 西和賀町
	一関地区	一関市 平泉町
沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町	
	宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
	大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町
県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村	
	二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

3 兼務の条件

(1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

4 手続

(1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。

(2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

年 月 日

現場代理人の兼務届

発注者
(発注公所長) 様

受注者 住所
氏名

下記のとおり 2 件の工事について現場代理人を兼務させたいので、届出します。

記

1 現在従事している工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

2 今後従事させたい工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

注1：上記1と2それぞれの発注者あて提出すること。

注2：兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付すること。

注3：各工事の連絡員は複数名でも構わないこと。

注4：低入札落札の工事とは、兼務できないこと。